

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請（3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替え等））【10】」

2. 日時：令和5年11月10日（金） 14時00分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）奥安全規制調整官 他担当者4名

関西電力株式会社： 担当者10名

5. 要旨

- (1) 関西電力株式会社より、高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請（3号炉及び4号炉の蒸気発生器の取替え等）について、説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は、事実確認等を行うとともに、当該申請内容については、今後も引き続き確認する旨を伝えた。
- (3) 関西電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・資料5-7-1 高浜発電所 蒸気発生器取替え、蒸気発生器保管庫設置及び点検建屋設置に係る設置許可基準規則の適合性について【SGRの特重関係】※
- ・資料5-7-2 高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 蒸気発生器取替え、蒸気発生器保管庫設置及び点検建屋設置に係る設置許可基準規則の関係性について【SGRの特重関係】※
- ・資料5-7-3 高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉 原子炉設置変更許可申請に係る審査スケジュール案について【SGRの特重関係】※

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。

以上